

主税局都民の声窓口に寄せられた都民の声(令和2年1月分)

◆受付件数と区分

(単位:件)

提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他	合計
-	16	10	-	1,729	-	-	1,755

※上記区分の定義

提言：施策の未実施や不十分さ等について、新たな施策の実施や既存の施策の改善策を具体的に提示し、その実施を求めるもの。

意見：施策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦情：施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望：施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

相談：困りごとについて判断の指針や助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

問合せ：施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

その他：都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。

※件数には、一般的な税務相談の件数も含まれています。

※主税局においては、「提言」「意見」「要望」の区別が困難であるため、「意見」に集約しております。同様に、「相談」「問合せ」については、「相談」に集約しております。

◆寄せられた都民の声と都の対応事例(令和2年1月分)

▶(都民の声)自分が住んでいるマンションの評価額を教えてください。

(回答)東京都23区では、毎年6月1日(土日の場合は翌開庁日)に納税通知書を納税義務者(賦課期日(1月1日)に固定資産を所有されている方)に送付しています。納税通知書に同封されている課税明細書で、土地・家屋の評価額を確認していただくことができます。

また、23区内の各都税事務所の窓口(郵送で申請される場合は都税証明郵送受付センター)において、23区の土地・家屋の評価額等が記載された固定資産評価証明書の発行及び土地・家屋名寄帳、固定資産課税台帳の閲覧等を行っております。証明書は23区内のすべての都税事務所の窓口で申請できますが、土地・家屋名寄帳、固定資産課税台帳を窓口で閲覧する場合は、固定資産が所在する区の都税事務所でのみ申請できますので、ご注意ください(都税証明郵送受付センターでは証明・閲覧ともに23区分の申請を受け付けております。)。申請できる方について等、詳しくは以下のURLをご覧ください。

さらに、納税者の方は、縦覧期間中(23区は、令和2年度は令和2年4月1日(水)から6月30日(火)まで。ただし、土・日・休日を除く。)は土地・家屋の評価額等が記載された縦覧帳簿をご覧ください。詳しくは以下のURLをご覧ください。

(証明書が必要なとき)

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/scene/index01.html>

(固定資産税にかかる土地・家屋価格等の縦覧とは何ですか。)

https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shitsumon/tozei/index_o.html#011

▶（都民の声） 自分に課税される東京都の税金の種類を教えてください。

（回答）東京都が課税する税金の種類としては、自動車を所有している方に課税される道府県税の自動車税種別割や土地、家屋、償却資産を所有している方に課税される市町村税の固定資産税等があります。その他の税金の種類につきましても、主税局HPに掲載しておりますので、詳しくは以下のURLをご覧ください。

（税金の種類）

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/index.html>